

焼津市告示第305号

令和7年度焼津市認可外保育施設利用者補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月2日

焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津市認可外保育施設利用者補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、認可外保育施設に通園している乳幼児の保護者の負担軽減を図るため、当該保護者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する施設であつて、同項の規定による届出をしたもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に概ね適合するもの（事業を行う者がその事業所の従業員のために設置した施設で、当該従業員のみが利用できるものを除く。）

イ 平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成28年5月2日付け府子本第305号、雇児発0502第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第3又は平成29年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成29年4月27日付け府子本第370号雇児発0427第2号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用環境・均等局長、子ども家庭局長通知）第3に基づき、保育事業を実施するもの（以下「企業主導型保育施設」という。）

(2) 通園児 認可外保育施設に通園している乳幼児をいう。ただし、企業主導型保育施設の従業員枠で通園している乳幼児のうち第1子であるもの（当該乳幼児の保護者の第1子で、当該保護者と同一の世帯に属するものをいう。）は除く。

(3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(補助対象通園児)

第3条 補助金の交付の対象となる通園児（以下「補助対象通園児」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 当該通園児の保護者のいずれもが、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であること。

ア 1月当たりの就労時間の常態が64時間以上であること。

イ 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5第2号から第10号までに掲げる事由に該当すること。

- (3) 平日 8 時間以上かつ年間 200 日以上の預かり保育を実施している幼稚園等に通園する児童でないこと。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。
(2) 補助対象通園児の保護者であること。
(3) 補助対象通園児につき、認可外保育施設と月を単位とする利用契約を締結していること。
(4) 焼津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則（平成 27 年焼津市規則第 15 号）第 2 条に定める利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が現に認可外保育施設に支払った保育料基本額とする。

(補助額)

第 6 条 補助額は、次の各号に掲げる区分に応じて定める額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助対象通園児 1 人当たり月額 52,500 円を上限とする。ただし、補助対象通園児のうち、企業主導型保育施設に従業卒で通園しているものに係る補助額は、月額 19,000 円を上限とする。

- (1) 補助対象通園児が 3 歳以上児及び住民税非課税世帯の 3 歳未満児 補助対象者が認可外保育施設に支払った月額保育料基本額（保護者の就労先における福利厚生費その他の収入がある場合は、その額を控除した額）から子ども・子育て支援給付に係る施設等利用費上限額を差し引いた額
(2) 補助対象通園児が住民税課税世帯の 3 歳未満児 補助対象者が認可外保育施設に支払った月額保育料基本額（保護者の就労先における福利厚生費その他の収入がある場合は、その額を控除した額）から当該補助対象者に係る補助対象通園児が認可保育所に入所した場合に当該補助対象者が負担すべき利用者負担額を差し引いた額

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、焼津市認可外保育施設利用者補助金交付申請書（第 1 号様式）に、就労証明書その他の第 3 条第 2 号に規定する事由に該当することを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間における通園に係る補助金について、令和 8 年 3 月 31 日までにしなければならない。

(交付の決定)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、焼津市認可外保育施設利用者補助金交付可否決定通知書（第 2 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付変更の申請)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、焼津市認可外保育施設利用者補助金交付

変更申請書(第3号様式)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助額の20パーセントを超える変更をしようとする場合

(2) 第11条に規定する実績報告における補助金申請額が、交付決定額を上回る見込みがある場合

(交付の変更決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、焼津市認可外保育施設利用者補助金交付変更決定通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、令和8年4月3日までに、実績報告書(第5号様式)に通園証明書兼領収確認証明書(第6号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を確定したときは、焼津市認可外保育施設利用者補助金交付確定通知書(第7号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた補助対象者は、焼津市認可外保育施設利用者補助金交付請求書(第8号様式)により、市長に請求するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

第1号様式（第7条関係）

焼津市認可外保育施設利用者補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者 住所
（保護者） 氏名
（署名）
電話

焼津市認可外保育施設利用者補助金を交付されるよう関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、令和7年度焼津市認可外保育施設利用者補助金交付要綱第3条及び第4条に規定する要件を確認するため、市が備える私の世帯に係る住民基本台帳、市民税情報、利用者負担額の納付状況及び生活保護法による被保護世帯に関する情報を市が調査することに同意します。

1 家族構成及び就労状況

家族氏名	続柄	生年月日	勤務先名称	勤務先所在地及び電話番号	障害者・療育手帳等の有無
（対象児童）	本人				有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無

2 通園の状況

認可外保育施設名		電話番号	
所在地			
通園区分	地域枠 ・ 従業員枠 ※企業主導型保育施設に通園している場合は、該当する方に○をつけてください。		
通園予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
通園月	通園（予定）日数	負担（予定）保育料基本額	
年 月	日間	円	
年 月	日間	円	

焼 一 号
令和 年 月 日

焼津市認可外保育施設利用者補助金交付可否決定通知書

様

焼津市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった焼津市認可外保育施設利用者補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付する。 交付決定額 金 円
補助対象通園児氏名：
(内訳)

補助対象月	認可外保育施設 に対する負担保 育料基本額 (A)	認可保育所に入 所した場合の利 用者負担額 (B)	子ども・子育て 支援給付に係る 施設等利用費上 限額 (C)	補助金額 (A－B)又は (A－C)
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

※補助金額は100円未満の端数を切り捨て、その月額の上限は52,500円（企業主導型保育施設の従業員で通園している場合は19,000円）とする。

- 2 交付しない。
(理由)

第3号様式 (第9条関係)

焼津市認可外保育施設利用者補助金交付変更申請書

令和 年 月 日

(宛先) 焼津市長

申請者 住所
(保護者) 氏名
(署名)
電話

焼津市認可外保育施設利用者補助金交付要綱第9条の規定に基づき、交付されるよう関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助金の名称	令和7年度焼津市認可外保育施設利用者補助金
交付決定日等	令和 年 月 日付け焼 一 号
交付決定額	金 円
交付変更決定額	金 円
増減額	円

(事業の実績の概要)

[illegible]

第4号様式（第10条関係）

焼 一 号
令和 年 月 日

焼津市認可外保育施設利用者補助金交付変更決定通知書

様

焼津市長



令和 年 月 日付けで申請のあった焼津市認可外保育施設利用者補助金の変更については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付する。 交付変更決定額 金 円
(交付決定額 金 円 増減額 円)
- 2 交付しない。
(理由)

第5号様式 (第11条関係)

実績報告書

令和 年 月 日

(宛先) 焼津市長

申請者 住所
(保護者) 氏名
電話

補助事業が終了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金の名称	
交付決定日等	令和 年 月 日付け焼 ー 号
交付決定額	金 円
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

(事業の実績の概要)

[illegible]

※以下交付申請時の福利厚生等支給証明書において、福利厚生費等（企業主導型保育施設の利用者負担額（保育料）に係る費用）の支給ありとした場合のみ記入をしてください。記入にあたっては、就労先へ依頼してください。

福利厚生費等支給証明書

氏名 _____

上記の者に対し、令和7年4月から令和8年3月までの間の福利厚生費等（企業主導型保育施設の利用者負担額（保育料）に係る費用）を次のとおり支給したことを証明します。

支給額 円
(月額 円× か月)

証明日 令和 年 月 日

証明者 就労先名称

証明者役職

証明者氏名 印

(添付書類) 通園証明書兼領収確認証明書 (第6号様式)

第6号様式（第11条関係）

通園証明書兼領収確認証明書

令和 年 月 日

（宛先）焼津市長

認可外保育施設 所在地
名 称
代表者
電 話

⑩

下記補助対象通園児に係る本保育施設への通園状況及び各月における保育料の納付状況について下記のとおり証明します。

記

- 1 補助対象通園児の氏名
- 2 補助対象者（保護者）の氏名
- 3 企業主導型保育施設の通園区分 地域枠 ・ 従業員枠
※企業主導型保育施設の場合は、該当する方に○をつけてください。

4 通園の状況等

通園月（※）	通園日数	保護者が負担した保育料基本額	保育料領収日
年 月	日間	円	/
年 月	日間	円	/
年 月	日間	円	/
年 月	日間	円	/
年 月	日間	円	/
年 月	日間	円	/
年 月	日間	円	/
年 月	日間	円	/
年 月	日間	円	/
年 月	日間	円	/
年 月	日間	円	/
年 月	日間	円	/

※ 月ぎめ契約であること。

焼 一 号
令和 年 月 日

様

焼津市長 印

焼津市認可外保育施設利用者補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告書の提出があった焼津市認可外保育施設利用者補助金については、下記のとおり交付確定したので、通知します。

記

交付確定額 金 円
(内訳)

補助対象月		補助金額
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
年	月	円
合計		円

第8号様式（第13条関係）

焼津市認可外保育施設利用者補助金交付請求書

令和 年 月 日

（宛先）焼津市長

請求者 住所
（保護者） 氏名
電話

印

令和 年 月 日付け焼 ー 号により補助金の交付の確定を受けた焼津市認可外保育施設利用者補助金について次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別			
口座番号			
フリガナ			
口座名義			